

# 関島社会保険労務士事務所便り

2018年  
6月号

関島社会保険労務士事務所  
 (墨田葛飾地区中小企業者組合)  
 社会保険労務士・行政書士  
 関島 康郎  
 〒125-0041  
 東京都葛飾区東金町2-7-12  
 電話：03-3609-7668  
 HP：http://www.srseki.info



## 労働災害 多くは墜落・転落・転倒

### ◆死亡災害・死傷災害とも前年上回る

厚生労働省は、5月30日、平成29年の労働災害発生状況を公表しました。

平成29年については、死亡災害978人（5.4%増）、休業4日以上死傷災害の発生件数は120,460人（2.2%増）ともに前年を上回りました。死亡災害は3年ぶり、死傷災害は2年連続で増加しました。

### ◆災害発生状況を業種別にみると

1) **建設業**では、依然として「墜落・転落」が占める割合が大きく、死亡災害で「交通事故（道路）」や「はさまれ・巻き込まれ」が増加し、死亡災害、死傷災害ともに前年を上回りました。

2) **貨物運送事業**では、死亡災害で、依然として「交通事故（道路）」が占める割合が大きく、「はさまれ・巻き込まれ」や「墜落・転

落」が大幅に増加し、死亡災害、死傷災害ともに前年を大きく上回りました。

3) **第三次産業**では、引き続き「転倒」と腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が増加傾向にあり、死傷災害が前年を上回りました。

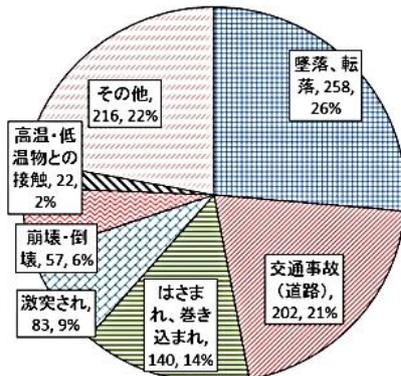
### ◆労働災害を減少させるために

労働災害が多発している建設業、製造業や林業、陸上貨物運送事業、第三次産業への対策や、労働力の高齢化や就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策、死傷災害の2割以上を占める転倒災害対策、労働者の健康確保対策など、さまざまな具体的な対策が重視されています。

また、全国安全週間（7月1日～7日）が設定されており、その準備月間（6月1日～30日）では、積極的な労働災害防止活動の実施が展開されます。

死亡災害

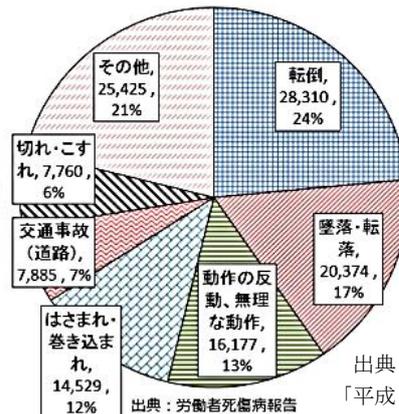
978人、前年同期比+5.4%



出典：死亡災害報告

休業4日以上死傷災害

120,460人、前年同期比+2.2%



出典：労働者死傷病報告

出典：厚生労働省  
「平成29年労働災害発生状況」

# 年次有給休暇の買い上げは、どんなときに

**質問** 急に退職する者から、残っている年次有給休暇を買い上げてほしいとの申し出がありました。残っている年次有給休暇は買い上げるべきでしょうか。買い上げなくてもよいのでしょうか？

## 1 年次有給休暇買い上げ禁止の原則

年次有給休暇は、原則として買い上げが禁止されています。

年次有給休暇は、労働者が休暇の始期と終期を指定したとき、使用者が時季変更権を使用しない限り成立するとされています（昭和 48.3.2 最高裁判決）。

また、労働基準法第 39 条が、使用者は「有給休暇を与えなければならない。」としているところから、「年次有給休暇の買い上げを予約し、・・・年次有給休暇日数を減じ、ないし請求された時季に与えないことは、法 39 条の違反」（昭 30.11.30 基収第 4718 号）と解されています。

労働者が、年休を残して退職日を指定してきた場合、買い上げる必要はありませんが、退職によって無効になった年次有給休暇を買い上げても違反ではありません。

## 2 買い上げが許されるとき

年次有給休暇の買い上げは、原則として認められないものの、例外的に以下の三つの場合であれば、買い上げても労働基準法違反にならないとされています。

- ①法律の規定を上回って付与している日数の年次休暇
- ②時効となる年次休暇
- ③退職によって無効となる年次休暇

## 3 その法的根拠

労働基準法第 39 条は、法定の有給日数を定めており、その日数だけ与えなければならないという法律です。

そして、労働者がその有給休暇を 2 年間使用しないときは無効となるとされています。

それは、労働基準法第 115 条で「この法律によって労働者が請求し得る権利は 2 年間」の時効によって消滅すると規定されており、労働者に年次有給休暇の権利行使を積極的に推奨していることによります。

また、年次有給休暇の権利は、労働関係の存続を前提としているものですから、退職又は、解雇によっても当然消滅すると解されています。

## 4 時効となった年次有給休暇の活用

労働者が在職中に時効となった年次有給休暇について、労働者の福祉向上の見地から、活用している企業が増えています。

活用方法として、2 年の時効によって無効となった年休を蓄積し、病気欠勤に充てる方法や、一定日数になった場合、リフレッシュ休暇として取得できる方法などです。

従業員の福祉向上のため、検討してみたいかがでしょう。

# 給与や労働時間の端数処理に問題はないか？

**質問** 当社では、遅刻や早退、残業時間の時間計算を、15分単位としています。したがって、1分遅刻した場合にも15分遅刻として賃金を控除するやり方をとっています。問題はないでしょうか？

**A** 時間計算で、15分単位とすること自体に問題はありません。しかし、1分の遅刻に対して15分の賃金控除することは、労働基準法の「賃金全額払い」（労基法第24条）の規定に違反します。

端数について、きりのいい単位で処理するなどの合理的計算方法であれば認められます。しかし、労働者にとって不利益になるような端数計算処理を行うことは、法違反（割増賃金規定＝法37条等）となり認められません。

区 分	端数処理の内容	適・不適
時間の端数処理	5分の遅刻を30分遅刻として賃金カットすること	不適
割増賃金の計算	1か月における時間外労働、休日労働、深夜労働の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げること	適
	1日における時間外労働、休日労働、深夜労働において、1時間未満の端数がある場合、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げること	不適
	1時間当たりの賃金額及び割増賃金額に1円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を切り上げること	適
	1か月における時間外労働、休日労働、深夜労働の各々の割増賃金の総額に1円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を切り上げること	適
1か月の賃金支払額における端数処理	1か月の賃金支払額に100円未満の端数が生じた場合、50円未満の端数を切り捨て、それ以上を100円に切り上げて支払うこと	適
	1か月の賃金支払額に生じた1000円未満の端数を翌月の賃金支払日に繰越して支払うこと	適

## ◆労働者に不利になる計算方法は認められない

例えば、15分単位で時間計算をするとき、5分の遅刻を15分の遅刻として賃金控除することは違法となります。しかし、このよう場合であっても、15分未満の遅刻は切捨て、15

分から29分までの遅刻を15分の遅刻として計算するのであれば、問題ないということです。なお、遅刻を繰り返す従業員には、別の方法で対処すべきです。

**●高齢者の医療介護、3割負担の対象拡大**

厚生労働省は、医療・介護サービスの自己負担割合が現役世代並みの3割となっている高齢者の対象拡大を検討する。現在、自己負担割合が3割となっている後期高齢者は医療で約114万人、介護では今年8月から一部の利用者12万人ほどに3割負担が導入されたが、年収基準を引き下げて新たに数十万人が該当することになる見通し。(5月30日)

**●社会人学び直し教育訓練給付の見直しへ**

厚生労働省は、教育訓練給付を拡充する方針を固めた。現在、語学やパソコンなど幅広い講座を対象とする「一般教育訓練給付」で上限を年間10万円として2割まで助成しているが、これを最大4割まで引き上げる。2019年度からの実施を目指す。(5月25日)

**●在職老齢年金制度の見直しへ 政府方針**

政府は、一定の収入がある高齢者の年金を減らすに在職老齢年金制度の将来的な廃止も視野に、高所得者の年金額の縮小などの見直しをする方針を固めた。高齢者の就労促進を図るため、2020年度の法改正を目指すとしている。(5月25日)

**●パートの時給初めて1,100円台へ**

2017年度の毎月勤労統計(厚労省)によると、パートタイム労働者の時給は前年と比べて2.3%増え、初めて1,100円台となった。人手不足を背景に、企業が時給を引き上げて従業員を確保しようとしている結果とみられる。(5月24日)

**●労災認定基準見直し求める意見書提出**

過労死問題に取り組む弁護士らで形成されている「過労死弁護士全国連絡会議」は、労災

認定基準の見直しを求める意見書を厚労省へ提出した。労災認定の目安とされる時間外労働時間を現在の80時間から65時間程度に引き下げることや、複数の職場で働いた場合は労働時間を合算して算出するよう求めている。(5月24日)

**●介護保険料 6.4%増の月5,869円に**

65歳以上の人が支払う介護保険料が4月から見直され、全国平均で5,869円となったことがわかった。介護保険料は3年ごとに見直されるが、今回の改定で355円増(+6.4%)となった。最も高額だったのが福島県葛尾村の9,800円で、最も低額だったのは北海道音威子府村の3,000円だった。(5月22日)

**●睡眠不足のドライバーの乗務禁止へ**

国土交通省は貨物自動車運送事業法などに基づく省令を改正し、6月から、睡眠不足のバスやトラック、タクシー運転手の乗務を禁止する。また、点呼時に睡眠不足でないか事業者を確認することも義務付ける。(5月15日)

**●年金機構の調査委員が業者選定に提言**

日本年金機構が委託した業者の入力ミス問題で、業者選定がずさんだったことを受け、機構が設置した調査委員会は業者選定の際に入札価格だけでなく、技術力などを含めた「総合評価落札方式」を導入し、機構へのチェック体制の強化なども提言することを検討。6月上旬までに報告書をまとめる。(5月9日)

